

批評・紹介

中國古代の社會と文化

中國古代史研究会編

昭和三十三年七月 東京大學出版會發行

A 5版 本文三四七頁 附圖一葉

本書は、中國古代史研究會の人々が、先年出版した「中國古代史の諸問題——一九五四年」につづき、再度はなつた巨彈である。全部で十篇、明確な共同目的で、共通の廣場が設けられている。これは、本書が單なる論文集でなく、共同研究の報告だという意味で、一層の價值を高めるものだし、諸氏の成果が事實互に關連しあい、影響しあつている諸相が、諸所に散見している。共通の廣場とは、本書の場合、「古代史を地域別に研究する」ことであつた。古代史の地域別研究がいかに必要であるか。そのことは、譯名「左傳眞偽考」で知られる高本漢氏の美事な古典批判が、古代方言の研究にもとづき、傅斯年氏の名篇「夷夏東西說」がいかに創見に富むかを知る人々が、誰しも痛感する事實であらう。古代史研究會の人々が、この點に留意し、實行したことは、何よりも尊敬さるべき點だ。以下でできる限り、正確な紹介と、正當な批評とを試みるであらう。

巻頭を拜見しよう。序文と目録によると、問題となつた地域は、それぞれ春秋戰國の間における古代史上の重要な一中心地で、魯・衛・鄭・三晉・陳・楚・秦におよび、問題の關心は、筆者の得意と、對象地域の特性に従つて、文化・政治・制度・社會經濟の廣い分野にわたる。ただ、三上丈男氏の序文にもあるように、古代史上とり

わけ重要な、齊・燕兩地についての論文がないことは、組織的な報告書の性質が強い本書にとつて、ことさら残念な缺點である。

まず第一に、魯の制度史について佐藤武敏氏は「春秋時代魯國の賦稅制改革に關する一考察」と題する論文を書いた。所論は二段に分れる。第一段は「初稅畝」について、第二段は「作丘甲」について論ずる。魯宣十五年「初稅畝」が行われた。この制は古來學者が問題とし、多くは古代土地制度史上の一大變革を意味すると考へている。つまり、井田法的公田廢止と土地私有の承認、勞役地租から實物地租への變化などである。しかし、左傳によれば、宣十五年以前にも、土地の私有化は存在し、以後にも公田は存在していた。地租の制も、おそらく前後を通じて實物納であつたらう。「初稅畝」によつて、これらの點に變改は見られない。「初稅畝」とは高々「從來の大まかな徵稅法に代つて、技術的により詳細な土地調査の上、徵稅する新法規を創設した」以外の何ものでもない。世族勢力の強い魯では、この新法も、その贊同と私益の計算なしに行われたとは思えない。「作丘甲」は魯成元年の法制だ。春秋戰國の史料によつて考證すると、この場合、甲とは牛皮製のものらしい。これは何ら製作上の特技を要せず、材料も民間に多かつたらう。丘とは傳統的な氏族的聚落と見るべきだ。世族の強い魯は中央集權化が行われず、古制のままの氏族的聚落が残つていたのだ。しかし、急迫する國際政治の必要上、成公元年この舊式村落そのままに、簡易な武器としての牛甲製作を賦課したに過ぎないのが「作丘甲」の事實だらう。だから魯では、二つの新法が創設されたが、そのため別段の大變革がもたらされたとは考えられぬ。

佐藤氏の論は、承認できる部分もあるが、私としては、若干の異

議もある。佐藤氏が二法制によつて魯に變革が認められないというのは當然である。氏は魯が強國となるかならないかという支配階級の側の變革だけを追求しているからだ。私にいわせれば、この二法制は魯にかきらす、古代中國の社會的經濟的變革の過程においてこそ、發布せざるを得なかつたものと思う。氏が宣十五年以前にも存したという「土地私有」は、氏の史料によるかきり、正確にはむしろ「土地領有」というべきものだ。「土地私有」はそんな風な點で發展したのではなく、周知の如く農業生産力發展の結果としての農業共同社會崩解から發展したのである。公室や世族領有下の農民社會における小宗の族所有制が崩解して(加藤常賢氏、支那古代家
族制度研究、一九四〇年)、家族單位の土地私有化が發展しつゝあつたことは否めない。私や楊寬氏の見解では、孔子の弟子團には小自由農民出身者は數多い(楊寬・戰國
記・京大人文科研廿五周年
記念論文集、一九五四年)。その傾向は宣十五年から始つたのではなく、この年の「初稅畝」は、動かすべからざる社會經濟上の變革におされて、止むをえず行つた「土地私有化」の法制的承認であつたのだ。従つて私は公田の解釋と稅法史に關しては、大体は宮崎市定氏に(支那古代賦稅制度下、史、
林十八の四、一九三三年)、部分的には楊寬氏(戰國史、
六〇頁以下)に従いたい。「丘」について、氏がとる「舊式な民族的聚落」という解釋も、外見は知らず、丘の内實は新時代的な家族單位の土地私有が進行していた農民社會に他ならなかつたろう。そこに氏の示したような牛甲製作が賦課されたとすれば、恐らくそれは「秦漢的賦」を意味し、政治が變質しつゝある農民社會を新しく把握する方式が創出されたわけであらう。魯の中央集權化は成功しなかつたが、行政の實態は否應なしに、新式化をせまられていたのだ。本書の増淵氏の論文、特に267頁また、280、281頁は、この點に多くのものを教え

てゐる。

衛の政治史についての山田統氏の論文は、「衛の政治的困厄と元咺の提訴」という。衛は克殷後、周の對殷人政策の據點であり、その國際政治上の比重は大きかつた。しかし、王朝の政策が成功するにつれ、その政治的意義はうすれていく。春秋となるや、四方交通の要衝としての衛は、かえつて四戰の地となる。狄や鄭・齊・晉・宋・楚の交立する四周の大勢力におされ、衛は時とともに弱体化退せざるをえない。行きつくところまで來た時發生した晉楚の爭霸戰こそ、衛國衰亡史の頂點を形成するものだ。この難局、衛は國君派と國人派に對立し、結果は政治家元咺の悲劇となつた。國人派代表元咺は心ならずも、弱者晉侯に國君を提訴した。裁判は國君に不利となり、國君は周に幽囚される。やがて國君は許されて衛に歸るが、元咺一黨は當然處斷を免れがたい。元咺は事件の前後を通じて、身は亡び、家族は殺され、のみならず、後世からは不臣の人との非難さえあびている次第。しかし詩の邶風・衛風によれば、こは正しく元咺の運命悲劇に他ならないとわかる。

山田氏の衛衰亡史は、尙書・左傳・詩經・史記を驅使して、精細に描寫されている。特に元咺の悲劇を證明するために、衛風・邶風を用いて、作品解釋學的手法で問題に接近したことは、注目に價いする。國風解釋には古來二流あつたことは周知だ。一は民謡として解釋するもの、二は真にかくれたとされる具體的史實と關連して解釋するもの。前者は日に日に有力そうな證明法が見えられているが、後者は全く振わない。かといつて、するわけにはいかないだろう。山田氏は後者を全的に肯定するのではないが、「新な立場に立つて、詩と歴史との關連を十分究明すべきだ」とした。國風は讀む人によ

つて、どんな風にもとれるから厄介だが、本篇では、氏の巧みな操作で、この主張は成功したかに見える。もう一段の普遍的理論として主張されるためのケース・バイ・ケースの研究が望みたくなつた。

鄭の文化史・政治史に關する上原淳道氏の論文題名は、「鄭の東遷の事情および鄭と商人との關係―鄭の文化第一章」である。一九五六年秋、私は京都大學でこの發表を聞いて、非常な興味を感じた。今これを論文として讀むことは、大なる喜びである。曰く、鄭は桓公の時に東遷、河南の新鄭に立國したという。當初は股人勢力が各方面に強かつたらしい。その巫祝は宗教勢力を背景として、政治に關係したと見られる。股人の聖域としての鄭の桑山は、鄭の政治と密接に結びついていたにちがいない。鄭の商人は時に外交官としての役割も果している。鄭は開國にあつて、商人と共同して國土を開發し、政府と商人との間には不可侵權の協約が成立していた。商人は商人で、股人なのだ。しかるに、子産の時代鄭は大國に對抗する必要上、國內体制の強化をせまられていた。かくて子産は宗教界に立てこもり、商業を獨占し、ひいて政治にも關與し來つた股人に強壓を加える政策を實行したらしい。

上原氏は、さらに進んで、「鄭の商人と政治との關係における鄭の政治の構造」にメスを入れる豫定であるという。全体が非常に巧みな考證力でみだされ、股人勢力の存在と活動史の外観が美事に證明されている。ことに子産と桓宣子の交渉を通じて、子産の對商人政策を浮彫りにした手腕は敬服する。鄭における桑山の實態を證明することも、十分の説得力がある。最近の鄭州發掘の成果も加えて、さらに一層の構想力の發揮をまつは、筆者だけではないだろう。

相原俊二氏による三晋文化史の研究は、「三晋文化の一考察―相

について」と題された。ただし、三晋文化については、實は何もふれず、ひたすら「相」なる官名の進化史と、司馬遷による誤用・混用の指摘に終始している。むろん、これは氏もすでに自覺している點で、私が非難などする必要は少しもない。氏の曰く、史記を見ると、秦王國では丞相が「相」ともいわれ最高官職だ。別に相國の語があつて、これは尊稱である。丞相が最初におかれたのは、秦武王二年B.C. 309だが、實はそれ以前にも、「相」は多く見える。しかし、この「相」は丞相とは別の官職のようだ。他の文獻の關連記事を史記と對比すると、「相」の用法は凡そ三通りある。(a)會盟儀式をたすける外交官。(b)實際には正式の官名をおびて、國政の一部を擔當する行政官。(c)實際には正式の官名をおびて、最高國政を擔當する大臣。荀子は「相」を(c)に近いものとして定義し、百官を統率する官僚制國家の最高官職とした。しかし實は、「相」の秦代的用法にもつづくものだ。春秋戰國を通じて、一方で「相」名をおび、外交官として活躍し、一方で別の官職・地位名をおび、國政を擔當している者が多く見られる。それは前者の任務が重大で、自ら同一人が同時に國政にも外交にもタッチしなければならなかつたからであらう。この事實はやがて、「相」が最高官職名に用いられる素地だつたらう。史記はこのような時期の「相」を往々秦代的「相」と誤用・混用しているらしい。おそらく「相」は秦王國で始めて正式に丞相と呼ばれたただらう。その時「相」は、まぎれもなく最高官職である。

相原氏の論文は非常に讀みづらい。論旨が混亂し、結論はぼやけている。私の讀み取り方にも、誤解があるかも知れない。好漢惜しむらくは兵法を知らずだ。でも「相」の用法について、史記の誤用・

混用を指摘した點は功績といえる。

周王朝の東南部の重鎮陳に關して、後藤均平氏は「陳について」を書く。陳は河南中東部の一中心宛丘を都とする嬀姓の國だ。十二諸侯の一人で、周の重鎮だつたが、周邊に姬姓・姜姓諸國が發展しはじめると、その重鎮性はとみにうすらぐ。下つて春秋には終始大國の壓力に屈し、さわだつて消極的・非自主的態度をとりつつ、衰亡の一途をたどつた。そもそも、陳は舜を始祖神としてゐる。この舜は必ずしも儒家説話中の聖人舜と關係はない。嬀姓族は子・嬴・己・偃・祝融八姓らとともに、山東・安徽・河南、さらにその南にかけて定住していた前代的部族の一人で、優越な周の政治と文化の下に、次第に自己本來を失つていく衰退部族であつた。陳國衰亡の姿はその一象徴ではないか。陳は亂倫の國、行政は亂れ、改革運動も賢人もなく、經濟は貧弱だのに誅求は重い。文化は古風で迷信が横行してゐる。古文獻は陳をこのように傳える。陳は中原諸國に比して全く劣性だ。後藤氏は最後に課題として、當時の弱國に共通する弱小性の具体的把握が必要だとし、左傳襄公三十年の鄭子産の話、國語周語に引かれた單襄公の陳國旅行談など有力な材料だといつてゐる。

陳について私も少し發言すると、春秋末期陳では商工農民の廣般な層をふくむ民衆が、重大國事に關して陳侯から去就の相談をうけている(左哀元年)。これは民衆層の實力向上を示しているものと解される(貝塚茂樹氏・中國古代都市における)。さらに、漢代では陳は有数の大都會だ(鹽鐵論)。淮水・長江と中原とを結ぶ魚鹽貿易の中心で、商人が雲集してゐた。ただ、この地方は農耕にはそれほど適せ

ず、農産の蓄積は貧弱であつたという(史記貨殖列傳)。後藤氏のえがく陳とは、どこか似ていながら、非常に異つた感觸の記事である。こ

で當然考えられることは、部族の支配者としての陳公室の衰退と、民衆の生活集團としての部族自身のもつエネルギーとは別物だといふ點である。嬀姓の支配者としての公室は、この地方ではやや無理な、農耕社會を基礎としなければならなかつた。それは邑制國家の通例だからしかたがない。陳國の貧寒性はここに理由があつたらう。しかるに部族の成員たる民衆は、それにはおかまいなく、社會的・經濟的に最適な活動をつづけた。かれらは色あせてゆく陳の政治的衰退とは別に、その最適な商業的活動を通じて、古代中國民族の形成に参加していつたものと考えられる。陳國が楚領となつてからはこの地は楚の金貨發行地として現われていることは、最も興味あることだ(王國維氏・印字金跋、觀堂別集二。楊寬氏・戰國史五五頁、五八頁注⑧)。

楚については論文二篇。文化の傳統を論じた岡本正氏、政治の傳統を論じた宇都木章氏。岡本氏は「湘君・湘夫人傳説について」と題して次の如くいう。湘水・洞庭の間に湘山がある。舜の二妃がまつられ、水神・風神として民俗の信仰が厚かつた。これに對し、儒家では列女傳以來定型的な堯舜説話が作られてゐる。曰く、「堯の二女娥皇・女英が舜の妻となつた。舜は蒼梧に死し二女は江湖に死した。二女は民間では湘君といわれている。」さらに楚辭の九歌では二女は湘君・湘夫人となつてゐる。この二女の傳説は果して何に源流するだらうか。山海經には、黃帝一帝一舜一俊一舜なる神々がある。

「黃帝」は中國の古代世界を形成してゐた要素的諸民族の神々が「統合された形で產出された最高神」だと思られる。これに反し「帝」は、黃帝に統合されない前の「原形を保つた各民族の個別的民族神」

だ。「俊」も帝の一つ。ある民族の最高神、創造神だつた。その妻は娥皇・羲和・常羲と呼ばれているが、同一首の轉化だろう。「舜」は葬地に關する異説を傳え、また創造神の性格も見せている。さて、王國維・郭沫若兩氏によると、舜と俊は同一神、殷民族の最高神だ。すると、山海經の舜・俊傳説は殷民族の最高神傳説の斷片だといふことになる。湘君・湘夫人傳説は楚國の領域だつた地方に行われていた。楚國は有力學説によれば殷民族と同祖で、その古風な宗教文化は殷民族の傳統をつぐものだとされる。楚人は淮水・長江の間を移動し發展するうち、創造神舜傳説をも發展させ、これに附隨する創造性の象徴として、二女傳説を生んだと思われる。後來儒家はその創作した堯舜説話と殷人、したがつて楚人の最高神舜とを結合し、ついに列女傳の定型を作りだしたのだ。

氏の行論は説得力がある。王・郭・傅斯年各氏の業績をふまえての考察だからこそと思う。

宇都木氏は「戰國時代の楚の世族」と題して次の如く論じた。戰國の強國の成立には、齊型・秦型・楚型の三がある。齊秦型は變法を行い、世族勢力を完全に粉碎したか、同族だけをわずかに残したかの何れかだつた。しかし楚型は變法もせず、世族も温存したまま、盛に活躍している。楚では變法は成功しなかつた。「變法が戰國の中央集權的國家成立には、絶對の條件だつた」ことは、諸家のほぼ一致する意見で、齊思和・侯外廬氏らは、楚にも變法はあつたとさえいふ。改めて史記を見ると、楚はやはり終始強國で、しかも昭・屈・景大族が常に君權の下に活躍している。そもそも楚は南方に孤立し、外國の侵略は少なく、世族は自然に温存され、一方王室は常に自身が中央集權の中心となり、世族を羽翼として利用し、世族も

この狀態下にかえつて、傳統的勢力を保持し得た。後來王室は秦の猛攻についたが、世族は依然殘存し、もつて漢初にいたつた。

私の宇都木氏理解が正しいとすると、氏の立論はやや力が弱く説得力に乏しい。楚が變法を経ず、または失敗したにも關らず、君權は終始強大で、しかも世族もまた温存されていた理由は、忠實に考究されていないからである。私はここで白川靜氏の雄篇「屈原の立場」(立命館文學一〇九)を思い出す。氏は楚國強大の理由として五因をあげたが、重要な點は、(イ)徐・淮から長江にかけて、抵抗をうけずに急速な領土擴大を行つた。(ロ)その事實が王室の直轄領を廣大にした。(ハ)領内の地形が中央集權制を成立させ易いまとまりをもつていた。(ニ)世族の土地支配權に對する統制法が傳統的に存し、君權は常に優越的に世族を壓し得た。という四因である。中にも(ロ)と(ニ)は重要で、(ロ)については、本書の増淵氏の論文は教えるところが多し。(ニ)は白川氏の論をさらに考究する要があらう。楚の王權確立に關する傳統的に嚴格な法制については、史記の吳起傳や呂氏春秋貴卒篇に記されている。それは吳起によつて創設されたものとは思えないが、世族は終始その下に服せざるを得なかつたのだ。離騷や九章、ことに惜往日は、王權と世族の權力の大きな落差を示す精神構造の表現だといえよう。

秦については三篇がある。制度史をあつかつた守屋美都雄氏は「開阡陌の一考察」と題する。商鞅が秦孝公十二年に行つた「爲田開阡陌封疆」なる法制の解釋は、古來多くの説があり、先年紹介された(阡陌制度に關する諸研究、中國)。今度は私見を述べる順である。「阡陌」とは、土地面積を千畝・百畝に區切る田間の道である。これを作つたからとて、直ちに土地兼併制が創出されるわけではない。

商鞅は軍事政治を統合した郡縣制を全國に布いた。同時に新開地をもふくめて、耕地面積を千畝・百畝に區切る土地制度を斷行した。この場合「阡陌」にならべて「封疆」という文字が使われているが、「阡陌」が一定面積の區切りであるに對して、「封疆」は「他人・他亭・他縣」との境を意味したろう。かくて「開阡陌」は正しく、耕地の單位的整理を意味していた。この制度は商鞅執政當初から部分的には行われたが、十二年に局部性を打破して、全國化されたろう。「開阡陌」とは要するに土地整理だから、漢人が口やかましいうほど革新性があつたわけではない。信すべき文献にも、そんなものとしては傳えられていない。

氏の所論は實に周到で、間然するところがない。恐らく氏の考證は、これから最有力な學說の一つとして、贊否兩論者に引用されるだろう。私自身はまだ多分に、たとえば楊寬流の考え方に魅力を感じている(戰國史)。(六五頁)。それでも氏の考え方を全面的に拒否する必要はないし、充分生かし得る。「開阡陌」に革新性を認めない氏の考え方が私には抵抗感を生ずる素だ。

本書唯一の社會經濟史的論文としての増淵龍夫氏の「先秦時代の山林藪澤と秦の公田」は秦に關してるとともに、秦を越えている。所論は規模雄大に、分析銳利に、行論細密を極める。曰く、君主の家産たる公田が、漢六朝に存し、各時代の條件下に專制君權の經濟基盤として重要意義があつた。秦王國では專制君權は典型的に發達している。そこでは公田はいかなる意味と役割を持つたか。漢代の帝室私財政における山澤・園池・市井・苑囿・公田の「稅」収入は莫大だつた。この大「稅」收の原型は戰國に完成され、原流は春秋までさかのぼるだろう。春秋戰國の間、君主は農民を直接把握し、

田租・賦を課して專制君權の一支柱とした。しかし、この制には自らその収入力に限度があるべきことが自覺されていた。專制權を壓倒的に強大化するには、當然他の財源が求められる。それが山林藪澤の獨占と開拓だ。それはより古くは、邑を形成する氏族共同体成員の祭祀料・食料・軍器材・木材・薪などの産地で、族長はその規制權者であつたろう。やがて族長は公室の主となり、規制權は家父長權に轉化する。それはまず「園」なる山林藪澤の圍いこみに始まり、單なる君主の獵場から、やがて君主の私經濟的意味が大になる。次いで山林藪澤の全体的獨占に進み、「商業」を媒介として經營される。君主は獨占者として經營を企業家にゆだね、企業家は「假」形式の「稅」を支拂う。かくて山林・藪澤・鹽池・鐵・銅山の大型企业家が

戰國秦・漢の時代に發生し、君權はその莫大な「稅」を收受した。さらに山林藪澤の開拓と灌溉水利が積極化すると、ここに廣大な公田の發展が起る。むろん「假」形式で經營されることが多く、募民・貧民收容・捕虜使役・ドレイ制の形で直營も存したのであろう。秦の鄭國渠の開設は、秦王室の公田經營と密接に關係している。

氏の所論は、今年の古代史論文中最大の傑作となるだろう。これは先進諸家の企て及ばなかつたものであり、新進各家が必死に追求していた問題だ。氏の史料驅使は全く巧妙で驚嘆に値する。華陽國志から卓氏の銅鐵山企業法を發掘したことは、やがて史記貨殖列傳中の諸企業家の性格を推定しなほすカギとなつた。この發掘は實に重大な發見であるが、氏が用いなかつた史料で管子輕重乙篇にも、君有民營で、三割を君が收入する鐵山經營の有利性を説いている。華陽國志も、これも鐵山經營に關する史料のみなので、他の企業について例を發見することが、是非必要だ。しかし、今のところ恐

らく鑛山經營の卓氏の管子輕重乙篇的企業法は、他の凡ゆる企業にも用いられたと推定して誤りないであろう。この推定を可能にしたことは古代政治史・社會史・經濟史の研究に巨大な貢獻をすると私は信ずる。とにかく氏のこの力作は、將來多くの批判に堪えつつ、常に有力な文獻として用いられるだろう。本書79頁には、明敏な上原氏によつて正しく利用されている。

秦に關する政治思想的論文を書いてゐる栗原朋信氏は、「始皇帝の泰山封禪と秦の郊祀」なる題下に、次の如く論ずる。齊・秦など戰國諸王は、自らの皇祖を受命の君と信じ、國內の聖地たる泰山や雍などで郊祀と膺祭を行つた。始皇はその統一事業を受命祖靈の加護によると信じ、祭天告代式はむろん秦の聖地雍で執行した。特に泰山で行わねばならぬ理由は何もない。史記を精讀しても、いわゆる始皇泰山封禪は單なる延命不死の祈願でしかなかつた。それは始皇が巡幸各地で行つた山祭と何ら異なるものではない。泰山を祭天告代の唯一の聖山としたのは、漢儒の思想に外ならぬ。漢は突起の王朝で、固有の聖地がないから、武帝の封禪では泰山が代用され、以後漢儒が學說として固定化した。武帝の泰山封禪では祭天告代も行つたが、むしろ延命不死の個人的祈願が中心秘儀だつた。しかし光武帝においては、個人的秘儀は全くすてられ、公開的な祭天儀禮のみが明記されている。つまり、「封禪」が完全に政治的儀禮と化したのである。

栗原氏は主として始皇の封禪史實を精究し、裏づけとして漢代における封禪の發展史をも述べたのである。しかし、何ゆえ始皇の泰山における延命不死祈願「のみ」が、漢代では「封禪」として論ぜられ、また武帝は何ゆえ「ことさらに」泰山を封禪の聖山としてえ

らんだかという疑問には、必ずしも明答は與えていない。私の知る限り、かつて福永光司氏は封禪—泰山—神僊—方士という關連圖式を作り、その説明を行つた（封禪説の形成、東方宗教）。福永氏によると、「泰山封禪は齊地出身の方士が權勢に近づく策謀であつた」とする。「かれらは一種の知識的呪術者だつたが、泰山が古くから有する政治性・信仰性を封禪と結合し、新しい王者としての秦漢の帝王を背景として、自らの權勢の場を作ろうとした。帝王も泰山も信仰も儒學も歴史も、すべてかれら方士の操る道具に過ぎない。」福永氏の論議にはやや獨斷がある。その點は栗原氏によつて是正されているが、福永氏のすぐれたアイデアは栗原氏によつて、かえつて殺されてゐると思う。

（一九五七年十二月十四日記・宇都宮清吉）

重松先生古稀記念九州大學東洋史論叢

九州大學東洋史研究室編

昭和三十二年六月 九州大學東洋史研究室發行

重松俊章先生年譜、著作目録並に古稀照相附

A5版 本文三四五頁 重松先生の憶い出一七

頁 非賣品

重松先生の古稀記念の九州大學東洋史論叢は寄贈を頂いて宮崎先生の所に來てゐるが、その紹介を書けという事であつた。最近着實な成果を擧げて居られる九大東洋史研究室の粹を集めたものであり、その上いち早く讀めるのは何よりの幸せと、がらにもなく、ついつかり引き受けたものの、ペンを取らうとしてはたと當惑、後悔先に立たずである。重松先生はじめ精密な論文十二篇、三四五頁に及び、どこまで理解出來たかしたたものでは無い。又内容の概要の略